

# アングロ・サクソン期ウスター司教区の訴訟一覧

(社会科教育講座) 森 貴子

## A List of Anglo-Saxon Lawsuits in the Diocese of Worcester

Takako MORI

(2020 年 9 月 1 日受理)

### はじめに

本稿は、中世初期にウスター司教区（ウスターシャー、グロスターシャー、そしてウォリックシャーの南西部から成る）で生じた訴訟について、一覧を提示し、これに解説を加えつつ予備的な考察を行うことを目的とする<sup>(1)</sup>。訴訟事例に着目することは、訴えや係争の具体的内容を通じて、人々の意識や規範、行動様式に接近できるという点で、重要な意義を持つ。さらに訴訟研究の魅力は、こうした文化人類学的な関心からにとどまらない。争いを解決し、犯罪を処罰する方法やそのプロセスの解明は、当該社会における秩序形成・維持について、ひいては統治の仕組みやその特質についての理解に資するのであり、近年の中世初期イングランドの紛争解決研究は、まさにこの立場から進められているのである。

中世初期イングランドを対象とした近年の紛争解決研究が、王権による裁判への積極的介入を主張する「アングロ・サクソン末期国家論」と、対話や合意形成を重視する立場との対立を軸に深化していることは、別稿で指摘したとおりである<sup>(2)</sup>。最近では、2017 年に出された著書で T・ランバートが、「アングロ・サクソン末期国家論」の抱える問題を次のよ

うに指摘した。すなわち、王権（国家）による権力の独占を強調する「アングロ・サクソン末期国家論」は、近代国家モデルという、時代錯誤な解釈の枠組に囚われて中世初期社会の特質を見失わせる。ランバートによれば、むしろこの時期の王権は、秩序維持に関して、在地共同体の活動を援助・指揮しつつその機能を最大限に活用する姿勢を一貫して示しているものであり、中世初期社会の特徴はまさにこの点——国家に代表される垂直的な権力と在地共同体による水平的な力が、相互補完的に機能すること——にあるという<sup>(3)</sup>。この指摘は、筆者のこれまでの主張、すなわちイングランドの紛争解決を、王権による上からの統治という文脈だけでなく、在地における秩序維持機能の観点から捉えるべきとの主張を、さらに後押しするものと言える<sup>(4)</sup>。

考察にあたっては、具体的な「地域」を対象とすべきであること、そしてその環境や権力構造を含めた地域的特質の解明と、時代的变化を意識した通時的追跡が重要であることも、筆者が繰り返し述べてきた点である<sup>(5)</sup>。本稿は、こうした立場からの試みの、第一歩として位置付けられる。稿末の表「アングロ・サクソン期のウスター司教区における訴訟一

覧」では、P・ウォーモルドによるアングロ・サクソン期イングランドの訴訟リストから<sup>6)</sup>、ウスター司教区に関するものを選び出し、その内容を整理した。ウスター司教区を考察対象としたのは、以下の理由による。まず、その領域が持つ政治的意味である。ウスター司教座は、680年にマーシアの副王国である「フィッチェ人の王国」の司牧のために創設された。そしてその管区は、8世紀末にフィッチェがマーシアに吸収されて消滅した後も、かつての王国と同じ広がりを持続し続けたとされているのである<sup>7)</sup>。この点は、当該地域の独自性を評価する際の、一つの指標となりうる。また、少ないとはいえ、ある程度まとまった訴訟例(31件)を伝来させていることも、ウスター司教区を取り上げる理由である(ウォーモルドのリストアップした180件のうち6分の1を占める)。表に整理した訴訟については、今回用いた史料に加えて他の関連記録も対象としつつ考察を進めていく予定であるが、本稿ではひとまず以下の諸点を説明しておきたい。

## 1. 選択の基準と史料

はじめに選択の基準についてである。表の31件のうち28件は、係争対象となったか、あるいは処罰として没収された土地(教会施設)がウスター司教区に位置していることから選択された。残りの3件(no. 14、18、31)はいずれもイヴシャム修道院を訴訟当事者とするものである。これらに関しては具体的な地名が不明であるか、あるいは土地以外(聖遺物)が係争対象となっているものの、修道院自体がウスターシャーに位置するために選ばれた。

次に史料に関して説明しておく。ウスター司教区で生じた訴訟について伝えるのは、文書、年代記カーチュラリそして聖人伝である<sup>8)</sup>。そのうち最も多くを占めるのは文書(チャーター)である。文書については、表の史料類型の欄に、P・H・ソーヤーによるアングロ・サクソン期の文書リストでの番号を付すとともに、そこでの評価に依拠して真正性を示している<sup>9)</sup>。年代記カーチュラリで伝来している訴訟は5件ある。年代記カーチュラリとは、ある教会機関の年代記という叙述的形式をとりながら、そこ

に文書などの写しを組み込んでいるものを指す<sup>10)</sup>。このうち叙述部分に登場する訴訟について、表では「年代記C」と表示した。最後に、聖人伝から3件であるが、これらは奇蹟による解決が語られながらも、それが法的な手続きの枠内で生じているためにリストに含まれた<sup>11)</sup>。

史料の由来についても説明が必要である。中世初期イングランドの記録作成と保管をめぐる事情を考慮した場合、裁判に関する記録はどのような類型のものであれ、それを伝来させた教会施設の主張を色濃く反映している可能性が、極めて高いからである。ウスター司教区の場合、それぞれの教会施設(文書庫)に由来する史料から明らかとなった事例は、以下の通りである。

- ・ウスター司教座から：17件(no. 1~12、22、26~28、30)
- ・イヴシャム修道院から：7件(no. 14、18、20、24、25、29、31)
- ・アビンドン修道院から：3件(no. 15、17、19)
- ・バース修道院とマームズベリー修道院から：1件(no. 13)
- ・コヴェントリー修道院から：1件(no. 16)
- ・アインシャム修道院から：1件(no. 21)
- ・ウィンチコム修道院から：1件(no. 23)

裁判関係の史料が持つ主観性および選択的性格(係争の相手側の主張についてはほとんど語らない)については、考察にあたって、常に念頭に置いておく必要がある<sup>12)</sup>。

## 2. 訴訟件数と年代的特徴

アングロ・サクソン期のウスター司教区に伝来した訴訟31件の年代については、記録自体に明記されているものもあれば(文書)、内容からの推測によるものもある(聖人伝など)。また表の「年代」欄で下線が付されたものは、その日付を持つ文書に、過去に生じた出来事として当の事件が記載されていることを示す。従って事件そのものの正確な年代を知ることにはできないが、文書の日付がおおよその目安となろう。これらの事情を踏まえた上で年代別に見てみると、8世紀に4件、9世紀に8件、10世紀に

6件、11世紀に14件となっている(8世紀から9世紀に跨って争いが続いた no. 3 については、8世紀と9世紀の両方でカウントした)。ウォーモルドのリストが1066年のノルマン征服を区切りとすることを考慮すれば、11世紀に裁判事例が多い理由を問うことは、意味がありそうである。

### 3. 係争の、あるいは罪を犯した当事者

裁判においては教会関係者のみならず、王権やエアルドールマンといった王国の最上位層から、「豚管理人」<swangerefa>や「田舎の住民」<rusticus>までが当事者として登場する<sup>(13)</sup>。当事者の身分によって、手続きや審議された場所(法廷)に違いがあるかについては、検討の余地がある。11世紀にはデーン人による地域社会での活動を示すケースが散見される(例えば no. 23)など、表の「当事者」欄から、ウスター司教区が置かれた政治的状况を確認することもできる。プロソポグラフィの成果に依拠した個別の考察は、今後の課題である。

### 4. 関係地名・施設名

表に登場する土地や施設は、特に記載がない場合、ウスターシャー、グロスターシャー、あるいはウォリックシャー南西部のうちに位置する。表の「関係地名・施設名」欄には、訴訟への関わり方という点で、二つの異なる性格の土地が記されている。一つは、それ自体が係争の対象となっている土地であり、もう一つは、何らかの罪に対する処罰として没収された土地である(例えば no. 13)。また、係争対象となっている土地には教会施設(「ミンスター」)が建てられていることが多く<sup>(14)</sup>、土地とともにその帰属が問題となったケースもある(例えば no. 1、no. 2など)。

### 5. 訴え(係争・罪)の内容

係争の原因としては、土地財産(収入)をめぐるものが多い。だからこそ記録として書き留められたとも言えるが、より細かく見てみると、遺贈や売却に起因する対立、不当な占有に対する返還要求、貢納や森林資源の配分をめぐる対立などがある。処罰

の対象となった罪に関して具体的に分かるのは、泥棒(豚、聖遺物)、殺人、姦淫である。これらについては、いわゆる「王の法典」での規定と比較することで、実態と規定との関係を問うことができる<sup>(15)</sup>。そのほか「多くの秘密の罪」(表の no. 17)、あるいはある女性が行った「愚かな行為」(no. 21)などというように、史料上で抽象的な言及にとどまっているものもある。

### 6. 訴訟が扱われた場所

それではこれらの案件は、いったいどのような場で取り扱われたのだろうか。表では、訴訟が審理された場所について、史料で直接言及されている場合にはその文言を表示した。そのほかは、解決に至るプロセスの記述から判断して示している。

9世紀半ばまでは「教会会議」<synodus>で審理された例が目立つ。イングランドでは850年頃まで、特に宗教的性格の強い集会を<synodus>と呼び、王が主催する「賢人会議」<witenagemot>と区別していたとされる<sup>(16)</sup>。ただしそこには王をはじめとする俗人が度々参加していたことに注意する必要がある(表の「集会参加者」欄を参照)。具体的な開催地が判明しているのはロンドンである。幾度も教会会議が開催されたことで有名な「クロフェッショ」については、正確な位置は分かっていない。

9世紀末以降になると、王やその貴顕たちによる集会(「賢人会議」)で審理されたケースが増えると指摘できるが<sup>(17)</sup>、集会の性格を判断するために必要な、参加者などの情報がない場合も多い。開催地としては、タムワース(スタッフォードシャー)、グロスター(グロスターシャー)、ドロイトウィッチ(ウスターシャー)、サイレンセスター(グロスターシャー)を確認できる。注目したいのは、1000年以降に登場する州集会(no. 20、22、23、28)である。別稿で述べたように、州集会は、地域の有力者たちの活動が作り上げる地域社会と、その地域社会を統治に利用しようとする王権とが、交差する場であった<sup>(18)</sup>。したがってまさに、王権による統治と在地における秩序維持機能という二つの関係を議論する際に、鍵となる場なのである。残念

ながら、ウスター司教区の三つの事例に王権が関わった様子は見られない。それでも州共同体に関する記述は、王権が依存可能な「地域」の存在とその機能を教えてくれる。ウィルトシャーの訴訟に関する「フォントヒルの手紙」を対象とした別稿では、900年頃には既に、州共同体の萌芽と解釈できる地域住民の活動を看取することができた<sup>(19)</sup>。ウスター司教区に関しても、11世紀の州集會に象徴される地域社会について、係争解決事例の全体的分析から、その成長過程を追跡したい。

## 7. 解決方法と集會参加者

訴訟が解決に至るプロセスについては、詳細さという点で、史料によって情報にかなりの差がある(表の「解決方法」欄を参照)。集會参加者についても、聖人伝や年代記カーチュラリの場合は具体的な記述がないし、文書であっても、過去の処罰として土地没収に言及しているケースでは不明である(「集會参加者」欄)<sup>(20)</sup>。それでも全体として言えることは、案件が何からの集會を通じて審理され、判決に至っている、ということである(表の「訴訟が扱われた場所」もあわせて参照されたい)。例えば、処罰としての財産没収は、ウォーモルドが、王権による土地支配と集権化の重要な手段としてその意義を強調したもののだが<sup>(21)</sup>、表に整理した王による没収9件のうち少なくとも3件には、史料中で、それが王の独断によるものではなく集會全体の合意によること、あるいは王の貴頭たちの裁判を通じた処罰であることがわざわざ明記されている(no. 17、25、29)。

集會での訴訟手続きについては、ロチェスター司教を当事者とした10世紀後半の裁判で述べられている、「すべての人に与えられている三つ」の立証方法、すなわち「主張の陳述」<talū>、「根拠の提示」<team>、そして「占有の証明」<alhung>が<sup>(22)</sup>、ウスター司教区の裁判事例で確認できるかどうかの問題となる。具体的には、紛争解決の上で文書(no. 4、6、7、9、10、12など)や所領の境界巡り(no. 10、22)、そして宣誓(no. 7、8、14、18、23)は如何に機能したのか。和解に至ったケースも年代に関係なく散見されるが(no. 2、3、5、9、10、12、20、22、

27、28。「解決方法」欄で双方向の矢印があるもの)、それらはどのような場合に成立したのか。そして様々な場面で地域住民が果たした役割の検討が挙げられる。地域住民の役割という点で注目すべきなのが、集會参加者として登場する「セイン」(no. 9、11、28)や「クニフト」(no. 22)である。「セイン」<ðegn>はもともと「仕える者」、「従者」を意味するが、在地有力者の小貴族であり、10世紀頃からの王権が「よき人々」と呼んで地域統治に活用した社会階層とされている。つまり、地域社会は彼ら在地名望家の活動によって形成されるのであり、国王による地域統治も州のセインたちに依存して組織化されていくのである<sup>(23)</sup>。こうした指摘を踏まえて、裁判における彼らの具体的な行動と役割に注目していく必要がある。ウスター司教区に関しては、前述した州集會の事例(no. 22)で「多くのよきクニフト」が訴訟参加者として記載されている。「クニフト」<cnicht>は「騎士」<knight>の語源であるが、「戦う者」と同時に「仕える者」との意味も持つ。したがって彼らもセインと同様に社会上層に仕える在地有力者であり、係争解決の現場に立ち合っただけで地域の秩序維持に貢献していたと推測できる。

## おわりに

本稿では、ともかくウスター司教区の訴訟を整理して並べてみることを目的とした。確かに訴訟事例は限られている。しかしそれでも、訴訟研究におけるいくつかの論点——集會の機能と地域社会の役割、具体的な訴訟手続き——を議論するための素材を見出すことはできた。今後はこれらの素材の検討を進めるとともに、個別事例の考察と全体を通じた地理的・通時的分析から、王国統治と地域社会との関係という点で、当該地域の独自性を評価したい。

## 註

- (1) ただしここでの訴訟事例が、何らかの宗教的性格を持つ係争に限定されるものではないことに注意されたい。ウスター司教区を対象とする理由は本文中で後述している。

- (2) 森 貴子「中世初期イングランドの紛争解決—Fonthill Letter を素材に(1)—」、『愛媛大学教育学部紀要』第63巻、2016年、275～284頁。
- (3) T. Lambert, *Law and Order in Anglo-Saxon England*, Oxford, 2017, pp.1-7.
- (4) 森 貴子「中世初期イングランドにおける集会をめぐる」、『愛媛大学教育学部紀要』、第61巻、2014年、181～190頁。
- (5) 森 貴子「中世初期イングランドの訴訟関連記録—伝来の地理的・時期的特徴—」、『愛媛大学教育学部紀要』、第65巻、2018年、279～287頁。
- (6) P. Wormald, 'A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits', *Anglo-Saxon England* 17, 1988, pp. 247-281. 改訂版が Do., *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999, pp. 253-287 に再録。
- (7) C. Dyer, *Lords and Peasants in a Changing Society: The Estates of the Bishopric of Worcester, 680-1540*, Cambridge, 1980, p. 7. 文書の中には、ウスター司教を「フイッチェ人たちの司教」 <Huicciorum episcopus> と表現しているものがある。例えば本稿の表 no. 2 など、文書ではそのように表現されている。
- (8) 本稿の史料については、以下の刊本を利用した。

【文書】

- ・ W. de Gray Birch(ed.), *Cartularium Saxonicum*, 3vols and index, London, 1885-1899.
- ・ F. E. Harmer(ed. and trans.), *Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries*, Cambridge, 1914.
- ・ F. E. Harmer(ed.), *Anglo-Saxon Writs*, Stamford, 2nd edn., 1989.
- ・ S. E. Kelly(ed.), *Charters of Abingdon Abbey*, 2vols., Oxford, 2000-2001.
- ・ J. M. Kemble(ed.), *Codex Diplomaticus Aevi Saxonici*, 6vols., London, 1839-48.
- ・ A. J. Robertson(ed. and trans.), *Anglo-Saxon Charters*, Cambridge, 2nd edn., 1956.
- ・ D. Whitelock(ed. and trans.), *English*

*Historical Documents, I, c. 500-1042*, London & New York, 2nd edn., 1979.

【年代記カーチュラリ】

- ・ T. Hearne(ed.), *Hemmingi Chartularium Ecclesiae Wigorniensis*, 2vols., Oxford, 1723.
- ・ W. D. Macray(ed.), *Chronicon Abbatiae de Evesham*, Rolls Series, London, 1863.
- ・ J. Sayers and L. Watkiss(eds.), Thomas of Marlborough, *History of the Abbey of Evesham*, Oxford Medieval Texts, Oxford, 2003.

【聖人伝】

- ・ M. Lapidge(ed. and trans.), *Byrhtferth of Ramsey: The Lives of St Oswald and St Ecgwine*, Oxford Medieval Texts, Oxford, 2010
- ・ R. C. Love(ed. and trans.), *Three Eleventh-Century Anglo-Latin Saints' Lives*, Oxford Medieval Texts, Oxford, 1996.

- ・ W. D. Macray(ed.), *Chronicon Abbatiae de Evesham*, Rolls Series, London, 1863.
- ・ J. Sayers and L. Watkiss(eds. and trans.), Thomas of Marlborough, *History of the Abbey of Evesham*, Oxford Medieval Texts, Oxford, 2003.

- (9) P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: an Annotated List and Bibliography*, London, 1968 (改訂電子版: The Electronic Sawyer, with corrections and modifications, and with additional data collected by Susan Kelly, Rebecca Rushforth and others, <http://www.esawyer.org.uk/about/index.html>) . 本稿での訴訟関連文書についてより細かく分類するならば、王文書、王の令状リット、私文書、告知文書(カイログラフ)がある。文書類型とその特徴については、アン・ウィリアムズ「チャーター、告知文書、そして手紙—「征服」前のイングランドにおける文書史料—」、鶴島博和、春田直紀編著『日英中世史料論』、日本経済評論社、2008年、39～67頁が詳しい。

- (10) G. R. C. Davis, revised by C. Breay et al., *Medieval Cartularies of Great Britain and Ireland*, London, 2010, p. xvi.

- (11) Wormald, 'Handlist' (前註 6、改訂版), p. 260.
- (12) 森「中世初期イングランドの訴訟関連記録」(前註 5)、281 頁。またアン・ウィリアムズ、前掲論文(註 9)、52 頁。
- (13) 古英語のエアルドールマン ealdorman は、ラテン語の<praefectus>、<dux>、<comes>に相当し、もともとは上位の王国の支配者が、従属国の統治者に与えた称号である。しかし 9 世紀頃からは王に奉仕する、王の代理としての地域の支配者となっていった。かつての王族に由来する者を含む。A. Williams, *Kingship and Government in Pre-Conquest England, 500-1066*, Basingstoke and London, 1999, pp. 52-56. その「任命」に関しては、9 世紀には家臣の中から王が選任するケースがあるとされる一方で、11 世紀でも世襲は珍しくなかったとの指摘もある。また G. Molyneux, *The Formation of the English Kingdom in the Tenth Century*, Oxford, 2015, esp. pp. 177-182 は、エアルドールマンの任命に関して、10 世紀以降の統合王国で存在した地域差に注意を喚起している。
- <rusticus>は農民あるいは農奴と訳されることがあるが、ここでは職業や身分を指すのではなく、「都市に住んでいない者」と解釈できる。表の no. 14 および no. 18 で<rusticus>が「住んでいない都市」はイヴシャムであろう。中世初期における市場都市としてのイヴシャムの成長については、D. Cox, *The Church and Vale of Evesham, 700-1215*, Woodbridge, 2015, pp. 74-75. また、<rusticus>については、鶴島博和「我、鄙のもの、これを証す」、春田直樹編著『中世地下文書の世界—史料論のフロンティア—』、勉誠出版、2017 年、295~310 頁、308 頁を参照のこと。
- (14)「ミンスター」はラテン語では<monasterium>であるが、10 世紀(ベネディクト修道院改革)より前のイングランドでは、司教座以外の、規模も性格も多種多様な宗教共同体のことを指した。なかには司牧も行う共同体や、高位の女性を長に持ち、その下で男女が共同で生活する double house も存在した。また、裁判関連記録にミンスターへの言及がない場合でも、Inkberrow についてなど、他史料からその存在を確認できるケースは多い。S. Foot, *Monastic Life in Anglo-Saxon England, c. 600-900*, Cambridge, 2006, pp. 5-10, 172-185. ウスター司教区内に存在したミンスターについては、Figure 2 (pp. 32-33) を参照のこと。
- (15) 王の法典での規定と実際の判決との関係については、森 貴子「アングロ・サクソン期イングランドにおける王の法典の史料的性格—P. Wormald, *The Making of English Law* を素材として—」、『愛媛大学教育学部紀要』第 59 巻、2012 年、255~262 頁で問題点を整理している。
- (16) C. Cubitt, *Anglo-Saxon Church Councils c. 650-c. 850*, London, 1995, pp. 3-8. 10 世紀からは、教会関係の案件は王の「賢人会議」で審議されるようになったとされる。Cubitt, 'Councils, Church', in M. Lapidge et al.(eds.), *The Wiley Blackwell Encyclopedia of Anglo-Saxon England*, Oxford, 2nd edn., 2014, pp. 127-128.
- (17) 王の賢人会議に関する研究動向は、森「中世初期イングランドにおける集会をめぐる」(前註 4) を参照のこと。また、内川勇太「イングランドの政治的統合—アングル人とサクソン人の王国」におけるマーシア人の集会—、『史學雑誌』、第 125 編第 10 号、1~41 頁は、ウェセックス王が、集会を活用しつつ王権を伸長していく様子を描写している。
- (18) 森「中世初期イングランドにおける集会をめぐる」(前註 4) で、鶴島の業績を紹介しつつ論じている。鶴島博和「11 世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像』、九州大学出版会、2004 年、347~73 頁。
- (19) 森 貴子「中世初期イングランドの紛争解決—Fonthill Letter を素材に(2)—」、『愛媛大学教育学部紀要』、第 64 巻、2017 年、267~283 頁。
- (20) 集会の参加者は、文書の構成要素である証人リスト(証人欄に書き連ねられた名前)に依拠し

ている。この点については、森「中世初期イングランドにおける集会」（前註4）、182-184頁。

- (21) 例えば、P. Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England', in W. Davies and P. Fouracre eds., *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 149-168, 262-265, esp., pp. 165-168 (中村敦子訳「アングロ=サクソン期イングランドにおける証書・法・紛争解決」、服部良久[編訳]、『紛争のなかのヨーロッパ中世』第三章、京都大学学術出版会、2006年、57~87頁、特に74~81頁)。本論文は著者の論文集 *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999 に再録されている。また、特にエセルレッド二世(在位978-1016年)の文書で土地没収に関する記述が多いことについては、C. Insley, 'Assemblies and Charters in Late Anglo-Saxon England', in P. S. Barnwell and M. Mostert(eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, pp. 47-59 を参照されたい。
- (22) Electronic Sawyer (前註9), 1457; Robertson, *Anglo-Saxon Charters* (前註8), no. 59 (pp. 122-123). また、前掲の森「中世初期イングランドの紛争解決—Fonthill Letter を素材に(2)—」(前註19)、259~262頁も参照のこと。
- (23) 鶴島「11世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」(前註18); 鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」、『史苑』、第75巻第2号、2015年、5~108頁、特に33~39頁。

表 アングロ・サクソン期のウスター司教区における訴訟一覧

no.	年代	係争の、あるいは罪を犯した当事者	関係地名・施設名	訴え(係争・罪)の内容	訴訟が扱われた場所	解決方法	集会参加者	言語	史料類型	真正性
1 (W01)	736 or 737	Dunneの孫娘Hrothwaru 対 Hrothwaruの母親	Withington (ミンスター)	祖母からWithingtonミンスターを譲渡されたHrothwaruが、これに関連する文書を引き渡すよう、自分の母親に要求したところ、母親がこれを拒否したことによる(文書は盗まれたと主張)	「教会会議」 <synodus> (場所は不明)	集会はHrothwaruの主張を支持し(「譲渡のための文書は確かに書かれたのだから」)、母親を破門に処す	カンタベリ大司教 ウインチェスター司教 リチフィールド司教 ロンドン司教 ウスター司教	L	文書 S 1429	○
2 (W03)	781	M王Offa 対 W司教座 (司教HeathoredとWの共同体)	Bath (ミンスター) Stratford-upon-Avon Sture Store in Ismere Bredon Hampton Lucy	W司教座の所有に、異議を申立てたもの	「教会会議の集会」 <synodale conciliabulum> (Brentford, London)	話し合いによって和解 ●W司教座→王 (Bathミンスターを贈与) ●W司教座←王 (そのほかの土地+3年分の貢納)	M王Offa エアルドールマン6名 C大司教 司教12名 (W司教含む)	L	文書 S 1257	○
3 (W04)	789  803	W司教Heathored 対 Cussaの息子Wulfheard  W司教座 (司教DeneberhtとWの共同体) とWulfheard	Inkberrow Bradley	Wulfheardが、W司教座に遺贈された土地を奪おうとした事による  (789年の決定の確認)	「司教の集会」 <pontificale conciliabulum> (Chelsea, London)	W司教が証人たちの証言により、正当性を主張→集会により和解案が提示、承認された ●W司教→Wulfheard (一世代限りで土地を貸与) ●W司教←Wulfheard (死後、土地を司教座に返還する)	M王Offa 大司教2名 司教8名 (W司教含む) 修道院長2名 ほか8名か (一部欠損)	L	文書 S 1430	○
4 (W05)	822 or 823  794	W司教Heahberht 対 Wulfheard  W司教Heathored 対 Bynna (M王Offaのエアルドールマン)	Inkberrow  Aust	Wulfheardが、W司教の依頼を受け入れられる(司教座から借りていた別の土地を返す)見返りとして、Inkberrowの所有を要求したものと  W司教が、Bynnaによって不当に占有されている土地(もともとM王Aethelbaldが司教座に譲渡したものの)、返還を要求したもの	「クロフエツンヨと呼ばれる場所」 <in loco qui dicitur clofeshos>  不明 (M王の宮廷か)	Dynne (エアルドールマンか)の反対により、Wulfheardの要求は却下  W司教は司教座の主張の真付けとして、Aethelbald王の文書を提出→集会は司教座への土地の返還を決定	C大司教 司教12名 (W司教含む) M王Cenwulf エアルドールマン8名  M王Coolwulf I C大司教 エアルドールマン? 2名	L  E	文書 S 1260  文書 (上記文書の裏書) S 1432	○



5 (Wo8)	803	W司教Deneberht 対 H司教Wulfheard	Cheltenham Beckford (ミンスター)	W司教がH司教に、左記のミンスターに属す食物貢租を要求したところ、H司教がこれを拒否したことによる	「クロフエツション」の教会会議の集会 <synodale conciliabulum at Clofeshoum>	両者が主張を展開 (W司教は証人と共に) →C大司教による仲裁 →W司教は一世代限りという条件付きで仲裁案を受容 ●W司教→H司教 (貢租の半分を譲渡) ●W司教←H司教 (H司教の死後は、二つのミンスターに属す貢租をW司教座に納める)	C大司教 司教7名 (W司教含む)	L	文書 S 1431	○
6 (Wo11)	804?	Æthelric, son of Æthelmund 対 不明	Westbury-on-Trym	Westburyの所有をめぐる争いだが、詳細は不明 (Æthelricが相続した土地に関して、裁判を受けるために会議に呼ばれた)	「クロフエツションと呼ばれる場所」での教会会議 <synodum...in loco qui dicitur Clofeshoh>	すべての会議参加者が、Æthelricの持つ文書を精査 →Æthelricによる土地所有が承認された (彼が望む誰にでも、土地と文書を譲渡することができる)	M王Cenwulfと彼の貴顕たち C大司教 (それ以外の詳細は不明)	L	文書 S 1187	○
7 (Wo12)	824	W司教Heahberht 対 Berkeleyの共同体	Westbury-on-Trym (ミンスター)	Westburyにあるミンスターの所有をめぐる争い	「クロフエツション」と呼ばれる場所での、司教と教会会議の集会 <pontificale et symodale conciliabulum in loco qui dicitur Clofeshoas>	W司教による主張 (Æthelricの遺産に関して (no.6)、遺言に従ってミンスターと関連文書を所有している) →大司教と集会全体による決定を受け、30日後に司教と彼の聖職者たちが宣誓を行った	M王Beornwulf C大司教 司教10名 (W司教含む) 修道院長4名 エアルドーレルマン9名 王の兄弟Bynna 司教1名、教皇特使1名 ほか6名 (ほかにも、宣誓した者たち56名の名前が判明する)	L	文書 S 1433	○
8 (Wo15)	825	W司教Heahberht 対 「豚管理人たち」 <swangerefa>	Sinton in Leigh	森林放牧地における豚の餌料 (取り分) をめぐる争い	「クロフエツション」における教会会議の集会 <stonodlic gemot on ...Clofeshoas>	豚の放牧地を広げたいと望む管理人たちに対し、W司教が古くからの取り決めに主張して反論 →C大司教と集会参加者の提案を受け、30日後に司教と彼の聖職者たちが宣誓を行った →管理人の一人であるHamaは、司教たちの宣誓を受け入れた (反論しなかった)	M王Beornwulf C大司教 司教11名 (W司教含む) 修道院長5名 エアルドーレルマン8名 ほか4名 司教8名、助祭3名 その他の司教60名 (宣誓した者たちか?)	E	文書 S 1437	○
9 (Wo17)	840	W司教Heahberht 対 M王Berhtwulf	Stoulton Little Washbourne Kemerton Tatezingtun Codeswalle in Cutsdean	W司教が、王によって奪われ、他者に与えられてしまった土地の返還を要求したものの	復活祭に開催された集会 (Tamworth, Staffs.)	司教が関連文書を読み上げつつ主張を展開 →マーシアの貴顕たちは司教の主張を認める ●M王→W司教 (土地を返還) ●M王←W司教 (王と王妃に贈り物をした)	M王Berhtwulf 王妃Stæoryð 司教4名 (W司教含む) 修道院長1名 エアルドーレルマン9名 セイレン5名 ほか7名	L	文書 S 192	○

10 (Wo21)	896	W司教Wærferth 対 司祭Æthelwold	Woodchester Bisley Avening Scorranstone Thornbyrig Longridge	W司教が、Æthelwoldによって不当に奪われている森林および隊用牧草地の、返還を要求したもの	エアルドールマンÆthelredが、W王Alfredの許可により、マーシアの貴顕(聖俗)を招集した「集会」 <gemot> (Gloucester)	Æthelwoldは司教の主張を受容 →W司教の持つ文書に従って、同陣営が所領の境界を巡って確認 →Æthelwoldの依頼によって、 ●W司教→Æthelwold (二世代に限って土地を貸与) ●W司教←Æthelwold (期限が過ぎたから土地を返還)	エアルドールマン5名 そのほか4名 (W司教含む) 司祭Æthelwoldとその親族3名 (息子含む)	E	文書 S 1441	○
11 (Wo22)	897	W司教座 対 Winchcombeミンスター	Upton in Blockley	土地の所有をめぐる争い?	集会	(詳細な経緯は不明。現在の保有者が死去した後、土地はW司教座へ返還されるとの決定がなされた。これにより、W司教座とWinchcombeとの間の不和が解決される、とある)	W司教 司祭3名 助祭2名 エアルドールマン1名 セイン4名 そのほか8名	L	文書 S 1442	○
12 (Wo28)	c. 903	W司教Wærferth 対 Eadnoð	Sodbury	W司教座がかつて行った条件付き貸与に関して、契約違反を糾弾し、土地の返還を要求したもの	エアルドールマンÆthelredが、マーシアの貴顕(聖俗)を招集した集会 (Droitwich)	Eadnoðは司教の主張を受容した上で、Æthelredとの協力を得つつ、司教座に土地譲渡を嘆願 ●W司教→Eadnoð (土地と関連文書を譲渡) ●W司教←Eadnoð (貨幣を贈与)	W司教 司祭5名 そのほか7名	E	文書 S 1446	○
13 (Wo30)	991	Ælfred (E国王Æthelstanの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	Priston(Somerset) Cold Ashton Norton(Wiltshire) Sumerford Ewen	Ælfredが企てた陰謀に関して	不明	陰謀を企てたÆlfredは死亡(神罰) →Æthelstan王がその土地財産を没収	不明	L	文書 S 414 S 415	×
14 (Wo172)	c. 978	Evesham修道院 (修道院長Oswearð) 対 「田舎の住民」<rusticus>	不明	ある「田舎の住民」が、修道院の土地を奪おうとしたことによる	集会	「審判人たち」<judices>により、係争に決着をつける期日が決定 →長い議論の末、当事者の「住民」が、修道院の聖遺物に宣誓することになった(自らの権利を正当化するため) →宣誓は失敗。「田舎の住民」は自らの「頸ひげ」を失う(神罰)	詳細は不明	L	聖人伝	-
15 (Wo56)	995	Æthelsige (E国王Æthelred IIの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	Dumbleton	Æthelsigeによる際泥棒に関して	不明	泥棒が発覚すると、Æthelsigeは森へ逃亡 →Æthelsigeは法外追放者(アウトロー)とされ、Æthelred王がその土地財産を没収	不明	L/E	文書 S 886	○
16 (Wo61)	998	Wistan (E国王Æthelred IIの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	Southam Ladbroke Radbourne	Wistanによる「不正な殺人」 <unrihtun monslithe>に関して	不明	Æthelred王がWistanの土地財産を没収	不明	L/E	文書 S 892	○

17 (W063)	999	Ælfric Clid (E国王Æthelred IIの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	South Cerney Farnborough Wormleighton	エアルドールマンÆlfric Clidの犯した「多くの秘密の罪」<multa et inaudita... piacula>に關して	王とその貴族たちによる集会 <legale concilium> <sinodale concilium> (985年*、Cirencester)	「重大な罪を犯した罪人」<maiestatis reus>Ælfric Clidは国外追放とされ、Æthelred王がその土地財産を没収(集会全体の合意による)	L/E L	文書 S896 -S937	○
18 (W0159)	c.1000	Evesham修道院(司祭Wigred) 対 「田舎の住民」<rusticus>	不明	ある「田舎の住民」が、修道院の土地を奪おうとしたことによる	集会	「審判人たち」<judices>により、出廷及び宣誓の期日が決定 →当日 当事者である住民が、修道院の聖遺物に宣誓しようとする(自らの権利を正当化するため) →宣誓は失敗。本人はその際の事故により命を失う(神罰)	L	聖人伝	-
19 (W068)	1002	ある女性 (E国王Æthelred IIの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	Dumbleton Aston Somerville <i>Fleferth</i>	ある女性の姦淫の罪に關して	不明	Æthelred王が、姦淫の罪に問われた女性の土地を没収	L/E	文書 S901	○
20 (W0152)	1002 - 1013	Evesham修道院 (修道院長Brihtmar) 対 Godwine (エアルドールマン)	Evesham Offenham Ombersley Bourton-on-the-Water Lenchwick	修道院長Brihtmarが、エアルドールマンÆlfhereによって奪われた土地(977年頃)について、現在の所有者であるGodwineに、返還を要求したものの	州集会?	修道院長Brihtmarは、「この地域の多くの貴族たちの面前で」<coram multis principibus huius patriæ>、Godwineを度々訴えた →判決により、 ●修道院←Godwine(土地を返還) ●修道院→Godwine(彼が土地を手に入れるために使ったのと同額の贈与をする)	L	年代記C	-
21 (W070)	1005	Leofæt (E国王Æthelred IIの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	Marlcliff in Bidford-on-Avon Bentley in Holt	Leofætという名の女性が行った「愚かな行為」<ineptiae>に關して	不明	Leofætは「愚かな行為」によってそれらの土地を失い、Æthelred王に没収された	L	文書 S911	○
22 (W077)	1010 - 1023	H司教ÆthelstanとLeofric of Blackwell 対 Wulfstanとその息子Wulfric	Inkberrow	Leofric of BlackwellがH司教に売却した土地に關して、Wulfstanとその息子Wulfricが異議を申し立てたもの	「州集会」 <sciregemot> (Worcester)	州集会是、Leofricと売却の証人たちに、土地の境界を巡るよう指示(境界が売却時と同じであれば、司教が正當な所有者として承認される) →指定された日に、境界巡りが実施され、売却の正しさが証明された →両陣営の友人が話し合い、和解が成立 ●Leofric→Wulfstanとその息子(貨幣を贈与) ●Leofric→Wulfstanとその息子(土地に対する要求を取り下げる)	E	文書 (オリジナルで伝来。三郎作成のカロログラフ) S1460	○

23 (Wo169)	1016 - 1035	Winchcombe修道院長Godwine 対 デーン人Osgot Digeria	Toddington near Naunton	Osgotが、Winchcombe修道院の土地を 奪おうとしたことによる	「州集会」 <provincialium placitum>	修道院長Godwineが集会に訴える →集会の決定により、Osgotは自らの 主張を、24人の仲間と共に宣誓によっ て証明することに(修道院の聖遺物の 面前で) →宣誓は神罰により失敗、Osgotは土 地のみならず、まもなく命も失うこと に	詳細は不明	L	聖人伝	-
24 (Wo79)	1017 - 1030	不明 (E国王Cnutの文書の中に、 過去の「没収」への言及あり)	Bengeworth	詳細は不明	不明	Cnut王による土地没収	不明	L	文書 (リット) S 991	△
25 (Wo81)	1033 - 1038	不明 (エアルドールマンLeofricの 文書の中に、E国王Æthelred IIが過去に行った「没収」への 言及あり)	Hampton	詳細は不明 (「Æthelred王が...罪のために<quia ex praeuaricatione>、この土地を自ら の財産として受け取った」)	王の貴顕たちによる集会	「彼(Æthelred王)の貴顕たちによる 正しい裁判」<recto nobilium suorum iudicio>の結果、Æthelred王が土地を 没収した	詳細は不明	L	文書 S 1223	○
26 (Wo105)	1038 - 1042	W司教Lyfing 対 不明	Elmley Castle	W司教Lyfingが、前任の司教によって 他者に譲渡されてしまった司教座附属 修道院の土地を、返還するよう要求し たもの	不明	W司教Brihtheahが彼のセインに与え た土地を、次の司教であるLyfingが、 「訴えることによって」 <placitudo>、司教座附属修道院の元 に取り戻した	不明	L	年代記C	-
27 (Wo104)	1044 - 1057	W司教座附属修道院長 Æthelwīn 対 デーン人Sigmund (エアルドールマンLeofricの戦 士)	Crowle	修道院長Æthelwīnが、Sigmundに よって不当に占有されている土地の、 返還を要求したものの	「このため集会が開かれて」 <Hinc facto placito>	エアルドールマンLeofricの懇願によ り、 ●修道院長Æthelwīn→Sigmund (一 世代限りで土地を貸与) ●修道院長Æthelwīn→Sigmund (修 道院のために、陸・海での軍役を果た す/修道院長に毎年贈り物をする)	詳細は不明	L	年代記C	-
28 (Wo90)	1052 - 1056	W司教Ealdred 対 Tokkiの息子Aki (二人は共に王のセイン)	Teddington Alstone	Akiが、父であるTokkiによってW司教 に譲渡された土地について、異議を申 し立てたもの	州集会	Edward王とエアルドールマンLeofric の同意、そして州の貴顕たちによる承 認を得て、 ●W司教→Akiへ(純金の贈与) ●W司教→Aki(土地に対する相続の要 求を放棄する)	王Edward 王妃Eadgyð W司教 エアルドールマン3名 セイン4名 ほか1名	L	文書 S 1408	△

29 (Wo.694)	1055	Oceの息子Erustus (E国王Edwardの文書の中に、過去の「没収」への言及あり)	Upper Swell	詳細は不明 (「この土地は...Oceの息子でErustusという名の者から、私に属すことになった...彼の罪のために<pro suo commisso>」)	王の貴顕たちによる集会	「私の貴顕たちの裁判によって」<per iudicium nobilium et principum meorum>、Edward王がErustusの土地を没収	詳細は不明	L	文書 S 1026	X
30 (Wo.103)	c. 1057	W司教座附属修道院長の修道院長Wulfstan (後のW司教) 対 Grimの息子Earngeat	Hampton Lovett	附属修道院長Wulfstanが、Grimの息子Earngeatによって不当に占有されている土地の返還を要求したものの	「集会を通じて」<per placita> 土地を要求	Earngeatは土地を手放さない (エアルドールマンLeofricの支援) →Wulfstanは、Earngeatの息子を司教座附属修道院長の修道士とする見返りに、土地を要求 ⇨Earngeatはこれを拒否 →修道院にとっては今なお未解決	詳細は不明	L	年代記C	-
31 (Wo.153)	1058 - 1066	Evesham修道院長Æthelwig 対 Ealdgythの息子	(聖遺物)	Evesham修道院長Æthelwigが、Ealdgythによって盗まれた聖エグウィンの聖遺物を、その息子に返却するよう要求したものの	集会	「裁判によって」<iudicio>、聖遺物はEvesham修道院へ返還された (詳細は不明)	不明	L	年代記C	-

Wo=P. Wormald, 'A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits', *Anglo-Saxon England* 17, 1988, pp. 247-281での番号  
 年代=その日付を持つ文書に、過去の出来事として訴訟が記録されているもの (訴訟自体が生じた年代ではないことを指す)  
 ME=マーンシア人の王 W=ウスター C=カンタベリー H=ヘレフオード E国王=イングランド人の国王  
 クロフエツンヨ=正確な場所不明  
 985年\* = 『アングロ・サクソン年代記』の記載から、集会の開催年が判明する  
 言語: L=ラテン語 E=古英語 L/E=ラテン語と古英語  
 S=P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: an Annotated List and Bibliography*, London, 1968での番号  
 年代記C=年代記カール  
 真正性: ○=真正文書 △=一部の研究者が疑問視 (部分的改竄・付加) x=偽文書

